

内部通報制度

役職員及びその他の関係者は、内部通報対象行為がある場合は、内部通報相談窓口にその旨を通報することができます。

通報の処理にあたっては、通報者の個人が特定されない方法で必要な調査を行い、是正・再発防止を行うことで、組織の自浄作用の向上を図ります。

1. 内部通報対象行為

当財団の事務事業に関する以下のいずれかに該当する行為

- ① 法令等に違反する行為
詐欺・横領・目的外での個人情報の使用 等
- ② 就業規則等内部規程に違反する行為
手当の不正受給、パワハラ・セクハラ 等
- ③ ①、②のおそれのある行為

2. 内部通報を行える者

- ① 当財団の役員等（理事、監事、評議員）
- ② 職員（固有職員、神戸市からの派遣職員、民間企業等からの出向職員、嘱託職員、任期付職員）
- ③ 人材派遣会社から当財団に派遣されている職員
- ④ 当財団の請負契約その他の契約先の事業者及びその従業員
また、退職者も対象となります

3. 通報の原則

- ① 通報及び相談を行ったことを理由とした不利益取扱は受けません
- ② 不利益取扱を受けたときは是正を申し出ることができます
- ③ 不利益取扱をした職員は罰せられることがあります
- ④ 通報に関する秘密は守られます
- ⑤ 匿名であっても通報することができます
- ⑥ 嘘の通報や意図的に第三者をおとしめるような違反通報は罰せられることがあります

4. 内部通報・相談先

当財団と利害関係のない外部の弁護士に委託しており、通報者の氏名を含む個人情報は委託先の弁護士限りとなり、当財団には相談・通報内容は通知されますが、通報者の個人を特定する情報は本人が希望しない場合は通知されません

内部通報・相談窓口

【窓口】 DT 弁護士法人 横手 章吾 弁護士、平賀 裕未 弁護士
(神戸市外郭団体共通内部通報窓口)

※正確な内容把握のため、原則電子メールでの通報をお願いしています。

【Eメール】 koeki@tohmatu.co.jp

【電話】 (03)6870-3300

【郵送】 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階 DT 弁護士法人